

令和5年度 第8回総会

議 事 録

堺市農業委員会

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和5年10月5日(木) 午後1時30分から午後1時55分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

### 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	松本智恵子	霜野市和
谷野保博	山崎勝喜	北尻芳孝
奥野正作	田中正剛	

(3) 欠席委員

柳下清隆	寺島あつ子	田中宏
------	-------	-----

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 9人

小林義博	光田裕次	登り山正嗣
高岡一平	塔本順一	松下孝彦
田中利幸	岡所次郎	北條一宜

(5) 欠席委員

岸田勝夫	数田清文	井上和夫
中尾美昭		

### 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長	小走伸吾
事務局次長	河辺眞佐彦
主 幹	山本幸夫
	八木祐樹

#### 4 付議事項

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案台41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第33号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第34号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第36号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第37号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第38号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第8回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において谷野保博委員、霜野市和委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中11名でございます。また、農地利用最適化推進委員は9名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第38号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第23号から第30号をご説明いたします。

まず、受付番号第23号は、申請地が中区平井で市街化区域内にあり周辺は畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は499平方メートルで水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第24号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,982平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が代物弁済により、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第25号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計577平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が代物弁済により、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第26号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,265平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第27号は、申請地が東区北野田で市街化調整区域内にあり周辺は畑、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計643平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第28号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、駐車場及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は628平方メートルで現在、果樹及び野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第29号は、申請地が南区小代で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は529平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第30号は、申請地が美原区黒山で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は528平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上8件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見を

いただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第5号と第6号をご説明いたします。

まず、受付番号第5号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木4丁に居住する農業者で、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は823平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣でレンタカー業を営む法人から事業拡大により現在使用している車両保管置場が手狭となり、新たな保管場所が緊急に必要となった旨の要望があったため、本申請地を露天資材置場に転用するものです。

申請は令和5年9月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水は発生いたしません。雨水については自然浸透及び新設するヒューム管及び雨水枿から西側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第6号は、自己転用するものです。申請人は西区草部の社会福祉法人で、申請地は西区草部の田1筆、面積は1,101平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、入所者が使用する運動場が必要となったため、施設に近接する本申請地を使用するものです。

申請は令和5年9月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水についてはU字溝及び暗渠管を設置し東側側溝に放流する計画です。周囲にフェンス等設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第7号と8号をご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、申請人が中区東山に居住する農業者で、

申請地は中区東山の田畑4筆、面積は合計2,622平方メートル、現在ハウス、及びうねの状態です。

次に、受付番号第8号は、申請人が中区東山に居住する農業者で、申請地は中区東八田の田4筆、面積は合計2,809平方メートル、現在水稻の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第27号から第36号をご説明いたします。

まず、受付番号第27号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は588平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第28号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計1,166平方メートルで、現在ハウスで保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。



次に、受付番号第29号は、申請地は中区辻之の田3筆、面積は合計4,399平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第30号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計2,429平方メートルで、現在稲刈り後の田の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第31号は、申請地は南区别所の田3筆、面積は合計1,160平方メートルで、現在うね及び水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第32号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は568平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第33号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は601平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第34号は、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計621平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第35号は、申請地は東区石原町2丁の田2筆、面積は合計1,587平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第36号は、申請地は東区丈六の田2筆、面積は合計1,835平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で貸借権を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありま

せんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第38号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第38号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第34号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第35号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第8号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,542平方メートルのうち300平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第36号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第1

4号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第37号「小作地の台帳抹消の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は、申請地が中区辻之の田1筆で、面積は2,523平方メートル、平成22年に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第38号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第33号は申請地が東区草尾の畑1筆、面積は249平方メートル、現況は住宅、経過年数は25年以上でした。以上につきまして、非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第8回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第40号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第41号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第42号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第43号	原案のとおり可決	全会一致
○ 報告第33号	承 認	全会一致
○ 報告第34号	承 認	全会一致
○ 報告第35号	承 認	全会一致
○ 報告第36号	承 認	全会一致
○ 報告第37号	承 認	全会一致
○ 報告第38号	承 認	全会一致

署名委員

会

長

北尾 芳孝

委

員

齋野 希和

委

員

谷野 保博